

令和7年4月  
改訂版



「おおふなトン」

大船渡市・住田町



「すみっこ」

あ 17

か 20

さ 24

た 28

な 31

は 32

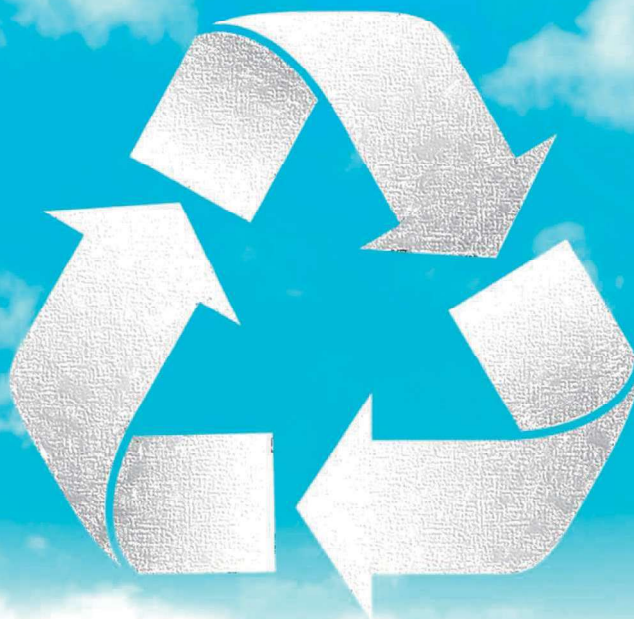
ま 36

や 37

ら 37

わ 38

# ごみ分別辞典



「エコロル」

岩手県3R推進キャラクター



## 豊かな自然を未来に

### < もくじ >

■ 家庭ごみの出し方 …………… 1	■ 収集・受け入れができないごみ …… 6	□ 使用済小型家電の回収 …… 11
□ 燃えるごみ …………… 2	■ 「家電リサイクル法」対象家電の 処理方法 …………… 7	□ 乾電池・蛍光灯等の回収 …… 13
□ 燃えないごみ …………… 2	■ 事業系のごみの処理方法 …………… 8	□ 集団資源回収事業 …………… 14
□ 資源古紙 …………… 3	■ ごみの減量・環境美化に向けた取組 … 9	□ 電動生ごみ処理機購入費の補助 … 15
■ 「クリーンセンター」へ持ち込み 持ち込めるごみ …………… 4	□ 3R運動の取組 …………… 9	□ ごみステーションの整備 …… 16
□ 粗大ごみ …………… 5	□ ペットボトル収集 …………… 10	■ ごみ分別辞典 (50音順) …… 17
		■ ごみに関するお問い合わせ …… 39

※この辞典は、大船渡地区環境衛生組合ホームページにも掲載しています (URLやQRコードは裏表紙に掲載)。

# 家庭ごみの出し方

## ▼ ごみ出しのルールについて

- 収集ステーションでは、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「資源古紙」、「ペットボトル」の収集を行っています。利用される方は、周辺の環境美化に努めていただくとともに、トラブル防止のため指定日以外の日にごみを出さないでください。
- ごみを出すとき、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「ペットボトル」は、分別した上で、大船渡市と住田町が指定する「家庭用ごみ専用袋」（以下、「指定袋」と表記）に入れ、「行政区、氏名」を必ず記入してください。
- 1回の収集につき、収集ステーションに出せるごみの量は5袋までです。1袋あたりの重さが、5kgを超えないようご注意ください。
- ごみ分別などルールが守られないごみは「違反ごみ」となります。収集だけではなく、クリーンセンターにも持ち込めませんので、ご注意ください。
- 収集ステーションは、家庭ごみを収集するために各地域公民館が設置したものであり、事業所や商店、飲食店などの事業活動によるごみは出すことができません。



## 収集ステーションに出すときは

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 決められたときに  | 収集日当日の朝8時までに出してください。<br>夜間のごみ出しはしないでください。                     |
| 2 決められたところに | 地域で決められた収集ステーションに出してください。<br>(利用する収集ステーションは自治会・町内会等にご確認ください。) |
| 3 決められたものを  | ごみの減量と再資源化、ごみ処理経費の削減のため、<br>適正なごみの分別にご協力ください。                 |

## ▼ 収集日の変更等について

原則、土日祝日、振替休日、年末年始（12月31日から1月5日まで）は収集を休みますが、収集機会を確保するため、下記のとおり変更します。

共通	GWや年末年始などの連休で、収集日に影響がある場合は、当組合のホームページのほか、大船渡市や住田町の各広報紙・SNS等で、事前に収集予定をお知らせします。
燃えるごみ	週1回収集の収集地区で、収集日が休日と重なる場合は、休日でも収集します。
燃えないごみ	月1回収集の収集地区で、収集日が休日と重なる場合は、その週の金曜日に収集します。 ※その週の金曜日が祝日の場合も収集します。
資源古紙	収集日が休日と重なる場合は、収集は休みとし、翌月に収集します。
ペットボトル	収集日が祝日でも収集します。

## 燃えるごみ

(各地域、毎週1回または2回の収集)

生ごみ 台所用アルミ箔 ポリ容器類 紙くず 吸い殻 衣類・毛布・シーツ 紙おむつ ゴム製品(長ぐつ・手袋など) ビニール・プラ系おもちゃ 貝殻 革製品(かばん・ベルト・くつなど) 枯葉類など



※ ペットボトル  や資源古紙に分別するなど、ごみの減量化にご協力ください。

### ■「燃えるごみ」を出すときの注意点 (各品目の詳細は、分別辞典をご覧ください。P17 ページ)



- 生ごみ ⇒ しっかり水切りしてから出してください。
- 汚れていない紙類 ⇒ 少量でも資源古紙回収等に出してください。
- 串などの鋭利なもの ⇒ 怪我をする危険がないように出してください。
- リチウムイオン電池やモバイルバッテリー (P14 ページ)、熱を持った吸い殻など ⇒ 発火・燃焼する恐れのあるものは絶対に入れないでください。
- 紙おむつ ⇒ 汚物を取って出してください。
- 容器類 ⇒ 中を空にして出してください。



マークがあるものは、ペットボトル収集に出してください。

## 燃えないごみ

(各地域、毎月1回または2回の収集)

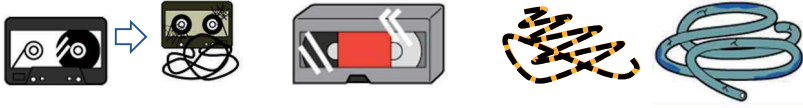
### ▼ 指定袋に入れて出すごみ

(缶類)	(びん類)	(その他)
ジュース缶 スプレー缶 菓子缶 ミルク缶 など	酒・ジュース・調味料びん ガラスコップ 陶器類 耐熱ガラス 電球 LED照明	金属、硬化プラスチック、木類、 ライター、一部家電製品など
 <p>※中身は必ず使い切り、 すすいでください。</p>	 <p>※蛍光灯等は、専用 回収ボックスへ (P13 ページ)</p>	
※「資源ごみ」となる缶・びん類の分別、小型家電回収 (P11 ページ) にご協力ください。		



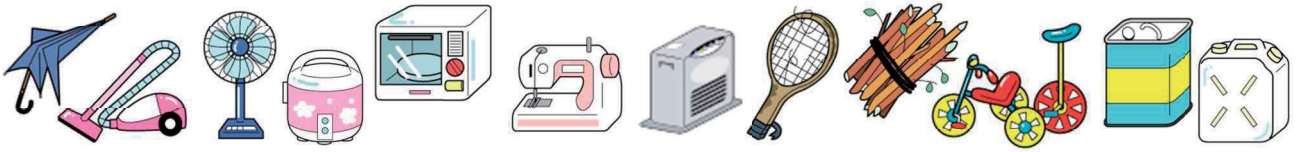
※ 以下の品目は、廃棄処理作業に支障の恐れがありますので、必ず指定袋に入れて出してください。

カセットテープ・ビデオテープ ロープ類 ビニール・ゴムホース



## ▼ 指定袋に入れずに出せるごみ (行政区・氏名を直接記入してください)

傘 掃除機 扇風機 三輪車 炊飯器 座いす 換気扇 ホットプレート 枝木や木くず ポリタンク  
石油ストーブ ガスレンジ 電子レンジ 米びつ 湯沸かし器 風呂のふた 布団乾燥機など



※ 1mを超えるものは「粗大ごみ」となるので、直接クリーンセンターへ持ち込んでください。

## ■ 「燃えないごみ」を出すときの注意点 (各品目の詳細は、分別辞典をご覧ください。P17 ページ)

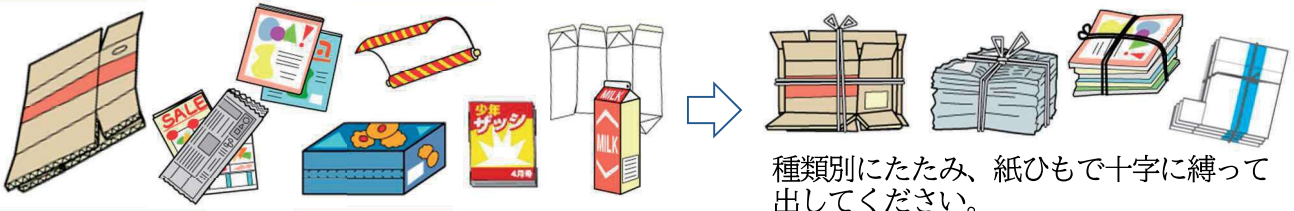


- 缶類・びん類・その他のごみ ⇒ 別々の指定袋に入れて、分けて出してください。
- 中身の入っている容器類 ⇒ 収集しません。中身を使い切って出してください。
- 缶やびんの中 ⇒ たばこの吸い殻やごみなどは入れないでください。
- 一升瓶やビール瓶 ⇒ 回収協力業者に出してください。
- ファンヒーターやストーブ ⇒ 油を使っている製品は、必ず油を抜いてください。
- ロープやビニールホース、ビデオテープ類 ⇒ 品目ごとに指定袋に入れてください。
- 枝木・木くず類 ⇒ 幹の太さ 1本直径 10 cm以内とし、長さ 50 cm×直径 30 cm以内の束で出してください。収集ステーションには、1日5束まで出すことができます。
- 資源化できる缶びん類 ⇒ 集団資源回収に取り組む地域や学校にご協力ください。

## 資源古紙

(各地域、毎月1回水曜日の収集)

ダンボール 新聞紙 雑誌 カタログ チラシ 包装紙 紙袋 菓子箱 紙パック (牛乳など)





## ■「資源古紙」を出すときの注意点 (各品目の詳細は、分別辞典をご覧ください。☎17 ページ)



- ビニールカバー・布製の表紙・セロハン・金具などは、取り外して出してください。
- 品目ごとにまとめ、紙ひもを使い十字に縛って出してください。
- ビニール紐・ガムテープ・新聞回収袋・ビニール袋は使わないでください。
- 油・ペンキの付着したもの・ロウ引きダンボールは回収できません。  
燃えるゴミとして出してください
- 出す前に雨などで濡れた場合、乾かしてから、翌月の収集日に出してください。
- 地域や学校で取り組んでいる集団資源回収にもご協力ください。

## 「クリーンセンター」へ持ち込めるごみ

管内（大船渡市及び住田町）の家庭において発生したごみは、直接「大船渡地区クリーンセンター」に持ち込むことができます。管外（大船渡市及び住田町以外）の家庭ごみは、受け付けません。

※5ページの注意点を確認して、持ち込んでください。

### 持ち込めるごみ

- ・ 可燃ごみ、不燃ごみ、資源古紙、粗大ごみ、ペットボトル
- ・ 収集日に出せなかったごみ（収集日以外に出したい場合）

一世帯につき、1日あたり軽トラック1台分程度のごみを持ち込めます。

ただし、ふとん類、枝木・刈り草など、ごみの種類によって持ち込める数量を制限しているものもあるため、事前に「ごみ分別辞典」（☎17 ページ）を確認してください。

なお、「引越し」や「冠婚葬祭」など、特別な事情により大量のごみを出す場合は、あらかじめクリーンセンターへご相談ください。

## 大船渡地区クリーンセンター ☎ (0192) 26 - 4739

(〒022-0004 大船渡市猪川町字藤沢口 54-1)

受付時間	平日（月～金）	9：00～12：00 13：00～16：00	※GWや年末年始等の連休時の受付については、事前にホームページ等でお知らせします。
	毎月第3日曜日	9：00～12：00	

## ▼ 処理手数料について

ごみを持ち込んだとき、ごみの重量に応じて処理手数料をいただきます。

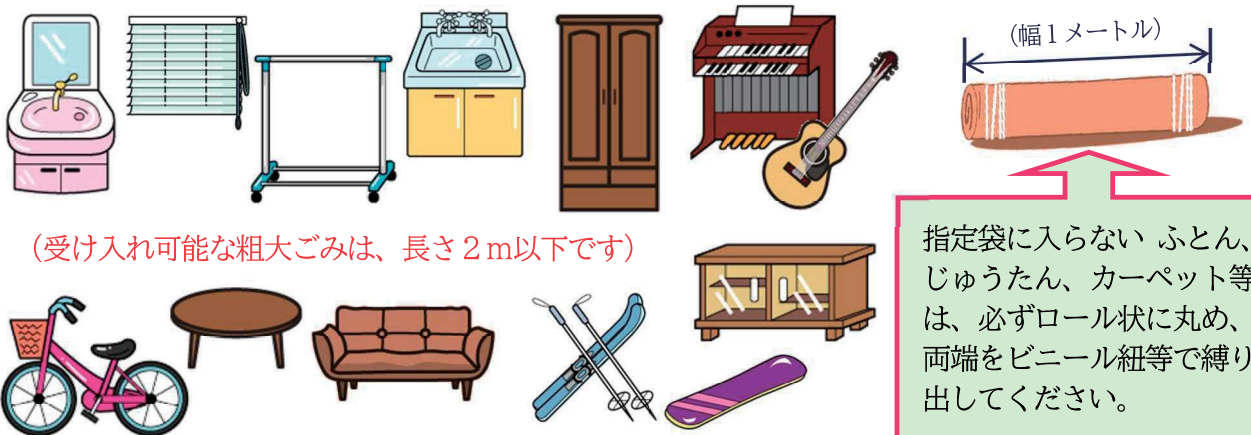
下表を目安にして、「現金」をご用意ください。

処理手数料	100kg まで	▶	無 料
	100kg を超えた場合	▶	100kg 超過分から 10kg につき 200 円

# 粗大ごみ

家庭から出される家具や電気、石油・ガス器具などの耐久消費財等について、収集ステーションに出せない大型（長さ1m以上）のものは、粗大ごみとしてクリーンセンターに持ち込めます。

洗面台 食器棚 テーブル たんす 流し台 ブラインド オルガン ハンガーラック スノーボード  
スキー ギター 自転車 脚立 ソファ 布団・カーペット・じゅうたん類 ベッド 机  
ベッドのマットレス（1日2枚に限る） など、長さ2m以下のものに限る



## ■ クリーンセンターに持ち込むときの注意点 （各品目の詳細は、分別辞典をご覧ください。P17 ページ）



- 受付していただき、係員の指示に従い、ごみを指定箇所に投入してください。
- 缶・びん・金属・プラスチック類に分別し、別々の指定袋に入れてください。  
（ごみの出し方は、収集ステーションと同じです。）
- 分別のやり直しをお願いする場合があります。適宜予備の指定袋を持参してください。
- クリーンセンターで受け付ける粗大ごみは、長さ2メートル以下のものに限りです。
- 布団類（布団・カーペット・じゅうたんなど）の持ち込みについて、次の点に注意してください。
  - ・ 布団類は、毛布・タオルケット・枕・座ぶとん・クッションなどと同じく、指定袋に入れてください。指定袋に入れたものは、「燃えるごみ」として収集ステーションに出すことができます。
  - ・ 指定袋に入れることができない布団類は、「粗大ごみ」として、クリーンセンターに持ち込んでください。持ち込むときは、上図のように、1枚毎に幅1mにして、ロール状に丸め、その両端をビニール紐等で縛ってください。
  - ・ 粗大ごみとして、持ち込める布団類の数量は、1世帯につき1日合計10点までとなります。

# 収集・受け入れができないごみ

各地域で設置した収集ステーションは、一人ひとりがごみ出しのルールをよく守り、いつも清潔に使うことを心掛けてください。

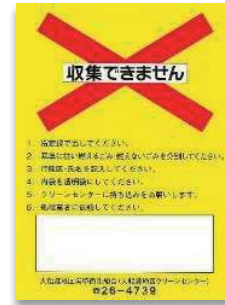
## ❌ 収集できないごみ

### ■ 違反ごみ

正しく分別されていないもの、5袋を超える量、受け入れできない品目などは、違反ごみのため収集することができません。

違反ごみには、右のステッカーを貼りますので、正しく分別した上で、別な収集日に再度出してください。

「違反ごみステッカー」を貼ってあるごみの収集はできません



### ■ 粗大ごみや大量の家庭ごみ

長さ1メートルを超えるものは粗大ごみのため、収集ステーションに出されても収集できません。粗大ごみはクリーンセンターに直接持ち込んでください。

また、収集ステーションの利用は1世帯5袋までです。引越しや冠婚葬祭などで一時的に大量の家庭ごみが出る場合は、事前にクリーンセンターにお問い合わせください。(☞4ページ参照)

### ■ 事業系のごみ

事業所や商店、飲食店などの「事業系ごみ」は、事業主が自らの責任において適正に処理してください。(☞8ページ参照)

### ■ その他

#### ○ 蛍光灯や乾電池などの水銀使用製品

家庭で使用済みとなった蛍光灯や乾電池などの水銀使用製品を廃棄される場合は、拠点方式による回収を行っていますので、最寄りの専用回収ボックスへ投入してください。(☞13ページ参照)

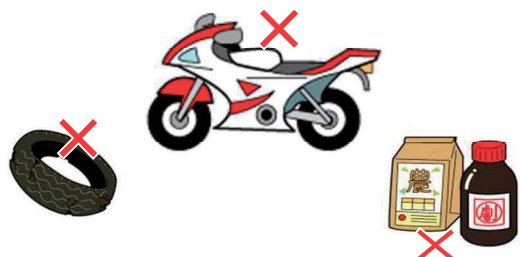
#### ○ パソコン製品

デスクトップ型パソコンやノート型パソコンは、各パソコンメーカー等で回収を行っているほか、当組合では、「リネットジャパン」との提携により、「宅配便による回収」も行っています。(☞12ページ)

また、ノート型パソコンやタブレットなどの小型家電は、拠点方式による小型家電回収を利用することもできますので、最寄りの専用回収ボックスへ投入してください。(☞11、12ページ)

## ❌ 受け入れできないごみ

- 家電リサイクル法対象製品 (☞7、8ページ参照)
- 自動車の部品 (タイヤ、バッテリーなど)、バイク
- 農薬、農業用ビニール、農機具、漁具
- 被覆ケーブル、ガスボンベ





- 浴槽、太陽熱温水器、耐火金庫、未使用の花火
- 消火器、中身の入ったびん・缶、廃油、その他危険物
- 畳（「ユニット畳」は粗大ごみとして受け入れ可）
- 建築廃材（かんなくず、ボード類、戸・ドア、コンクリートブロック、砂、石など）
- その他長さ2mを超えるものなど

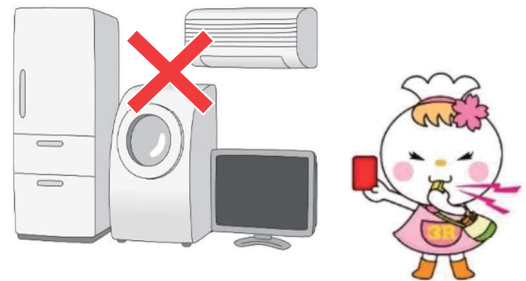


※ 上記のものを処理する際は、専門業者に依頼してください。  
 （受け入れできないごみの品目については、ごみ分別辞典もご確認ください。P.17 ページ）

## 「家電リサイクル法」対象家電の処理方法

テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電は、クリーンセンターで処理することができません。

この家電4品目は、家電リサイクル法によってリサイクルすることが義務付けられているため、不要になった場合は、購入店や買い替えしたお店などで処理を依頼してください。



### ▼ 対象機器の処理方法

次のいずれかの方法で処理できます。

#### ① 購入店または買い替えをする販売店などに引取りを依頼する。

※ 別途、収集・運搬料がかかる場合があります。



#### ② 収集運搬許可業者に依頼する。

※ 収集できる品目・運搬料金などの詳細は、各業者にお問い合わせください。


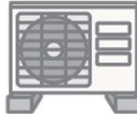


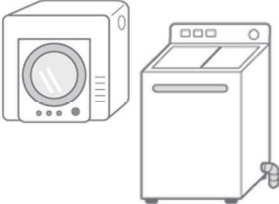
- |            |           |                 |       |
|------------|-----------|-----------------|-------|
| ○ 収集運搬許可業者 | (株) アトラス  | ☎ (0192)27-1286 | (立根町) |
|            | 岩手資源開発(株) | ☎ ( // )25-1050 | (猪川町) |
|            | (株) 大船渡資源 | ☎ ( // )27-2754 | (盛町)  |

#### ③ 郵便局でリサイクル券を購入し、指定引き取り場所に持ち込む。

○ 最寄りの指定引き取り場所 ※家電リサイクル券センターホームページより

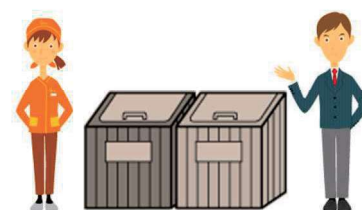
- |                 |                |                  |
|-----------------|----------------|------------------|
| DOWA通運(株) 本社営業所 | (0197) 24-5151 | 奥州市水沢佐倉河字中田 69-1 |
| 近物レックス 気仙沼営業所   | (0226) 22-0425 | 宮城県気仙沼市松崎馬場 13-1 |

## ▼ 対象機器とリサイクル料金の目安

家電4品目			
エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・乾燥機
 (室外機も含む)  990 円～	 (液晶・プラズマ式テレビ) (ブラウン管式テレビ) 15 型以下 1,320 円～ 16 型以上 2,420 円～	 170 リットル以下 3,740 円～ 171 リットル以上 4,730 円～	 2,530 円～
※ リサイクル料金はメーカーによって異なるため、直接処分先にお問い合わせください。			

## 事業系のごみの処理方法

事業所や商店、飲食店などの事業活動によって出るごみは、各地域が設置する収集ステーションを利用することができません。事業系ごみは、事業主が自らの責任で適正に処理する必要があります。



### ▼ 事業系一般廃棄物の処理方法

事業系のごみ（一般廃棄物）を処理できる管内の「収集運搬許可事業者」業者は、以下のとおりです。収集できる品目や運搬料金などの詳細は、各事業者にお問い合わせください。

○ 収集運搬許可事業者	(株) アトラス	☎ (0192)27-1286	(立根町)
	岩手資源開発(株)	☎ ( // )25-1050	(猪川町)
	(株)岩手環境保全	☎ ( // )27-1162	(猪川町)
	岩手県南運輸(株)	☎ ( // )26-4866	(赤崎町)
	(株)大船渡資源	☎ ( // )27-2754	(盛 町)
	(有)平田興運	☎ ( // )44-2045	(三陸町越喜来)



## ごみの減量・環境美化に向けた取組

環境負荷ができる限り低減される循環型社会を形成することを目指し、全国各地でごみの減量化・環境美化に向けた様々な取組が行われています。

当地域におきましても、一人ひとりが環境への意識を高め、一丸となってごみの減量化、リサイクルに取り組むとともに、身近な環境美化に努めましょう。



### 3 R 運動の取組

ゴミを減らすための3 R（スリーアール）運動は、限りある資源を有効に利用し、地球環境への負荷を減らします。この3 Rを実践してごみを減らすことは、地球環境だけでなく、ごみ処理の経費削減にもつながります。

## 「R」ではじまる3つの行動が、環境にやさしい社会をつくります

### Reduce

(リデュース)

発生抑制

第1に、物を大切に使い、ごみを減らすことです。

- ・必要な物以外は買わない、もらわない、ごみになりそうなものを家に持ち込まない
- ・包装が少ない商品を選ぶ
- ・買い物にはマイバッグを持参する など

### Reuse

(リユース)

再利用

第2に、ものをすぐ「ごみ」にせず、大切に長く使うことです。

- ・リターナブル（何度も使えるびんなど）製品を利用する
- ・詰め替え用の商品を選ぶ
- ・いらなくなった物を譲り合う など

### Recycle

(リサイクル)

再資源化

第3に、ごみを資源として再び利用することです。

- ・原料にもどすための効率の良いリサイクルに取り組むなど、ごみを正しく分別する
- ・販売店の回収に協力し、再生により作られた製品を利用する
- ・生ごみは肥料にする など



# ペットボトル収集

(各地域、毎月1回土曜日の収集)

※祝日の場合でも収集します。

令和7年4月より、家庭から出るペットボトルを収集し、ペットボトル等に再資源化（リサイクル）する取組が始まります。ペットボトルは、「燃えるごみ」や「燃えないごみ」と同じくクリーンセンターへの持ち込みのほか、収集ステーションに出すことができます。

資源循環促進法の施行に伴い、今後、ペットボトル以外のプラスチック製品の分別収集及び再資源化も進めていきます。資源の循環を推進する取組にご協力をお願いします。

収集  
対象



マークがある

飲み物や調味料のペットボトル



キャップとラベルは外して、  
燃えるごみに出してください。



1



中を水ですすぎ、指定ごみ袋に入れて  
ごみステーションに出してください。

指定  
ごみ袋

※ペットボトルは、潰して出すことも可能です（無理に潰す必要はありません）

再資源化



ペットボトルやプラスチック製品に  
リサイクルされます



2



収集できないペットボトル（下記の場合は燃えるごみに出してください）

× すすいでも汚れが取れないもの

× 3マークのもの

※ 調味料、洗剤、食用油など、硬い素材のものは表示をよくご確認ください。

## ■ ペットボトル以外のプラスチック製品のリサイクルについて

食品トレーなどを収集し、再利用する取組を実施しているスーパーがあるなど、大船渡地区クリーンセンター以外でもリサイクルの取組を実施しています。

環境負荷を減らすためのこのような資源循環の取組にご協力いただき、引き続きごみの減量に努めていただくようお願いいたします。

ご協力よろしくお願いします。



## 使用済小型家電の回収

使用済小型家電は、貴金属やレアメタルなどの有用金属がたくさん含まれる貴重な資源です。再資源化を図るため、次の2つの方法による回収にご協力をお願いします。

### (1) 専用回収ボックスの設置による拠点回収

管内12か所を拠点に使用済小型家電専用の回収ボックスを設置（投入口、縦20cm×横40cm）し、下記の対象品目について回収しています。

#### ■ 「専用回収ボックス」設置場所



使用済小型家電は、黄色の専用回収ボックスへ

大船渡市内 D C M 大船渡店  
 (計10か所) サンデー大船渡店  
 コメリハード&グリーン大船渡店  
 大船渡市役所 本庁舎  
 // 綾里地域振興出張所  
 // 吉浜地域振興出張所  
 三陸公民館  
 大船渡市民交流館・カメラホール  
 末崎地区公民館ふるさとセンター  
 大船渡地区クリーンセンター

住田町内 住田町役場  
 (計2か所) 上有住地区公民館



#### ■ 対象品目

電話機等	電話機・ファクシミリ
携帯・スマートフォン	携帯電話、スマートフォン、PHS
ノート型パソコン等	ノート型又はタブレット型パソコン、電子書籍端末 ※デスクトップ型パソコンは不可
録画・再生装置	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ビデオデッキ、DVD・BDレコーダ又はプレーヤー、HDDレコーダ、プロジェクター
TVチューナー	カーチューナー、STB、ポータブルテレビ
カー用品	カーナビ、カーオーディオ、カーアンプ、ETC車載ユニット、VICSユニット、無線機、カースピーカー
音響機器	ラジカセ(カセット・CD・MD)、CD・MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー、ICレコーダ、オーディオステレオセット本体(スピーカーボックス除く)、ラジオ放送用受信機
補助記憶装置等	ハードディスク、USBメモリ・SDカード等、カードリーダー
事務用電気機器等	電子辞書、ワープロ、電卓、フォトプリンター、電子・電気時計
計量用又は測定用機器	電子ヘルスメーター、電気式温湿度計、デジタル歩数計、電子血圧計、電子体温計
ゲーム機器	据置型・携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム、ゲーム用コントローラー、ゲームソフト
その他付属品	マウス、キーボード、モデム、ルーター、ハブ、リモコン、ACアダプタ、ジャック、イヤホン、ヘッドホン、補聴器、充電器、電源コード類

## ■ 「専用回収ボックス」に投入する際の注意点



- 投入口（縦 20 cm×横 40 cm）に入らないものは回収できません。また、一度投入したものは返却できません。
- 対象品目以外は投入しないでください。なお、デスクトップ型パソコンは、メーカーや購入店のほか、「宅配便による回収」業者などに依頼し、廃棄処理することができます。
- 個人情報等のデータがあるものは、必ず消去してから投入してください。
- 乾電池は取り外してください。（[13](#) ページ）

## (2) 宅配便による回収(民間事業者)

※ デスクトップ型パソコンの回収  
ができます。



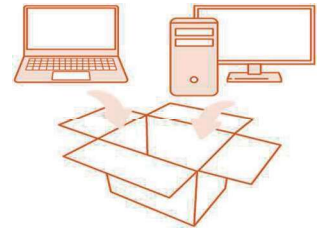
家庭で不要になったパソコン等の小型家電を、宅配便を利用して回収します。  
回収品目にパソコン本体が含まれる場合は、1箱分の回収料金が無料となります。また、パソコンのデータ消去サービスにより安心して処分することができます。

## ■ 申し込み方法は、インターネットで、「リネットジャパン」を検索

- 回収事業者「リネットジャパンリサイクル株式会社」のホームページからお申し込みください。  
また、当組合ホームページ掲載のFAX申込専用用紙を利用し、FAXで申し込んでください。

## ■ 回収方法、対象品目等

- お申し込みの際に希望した日時に宅配業者が自宅へ回収に伺います。
- 回収する箱のサイズは、縦・横・高さ3辺の合計140cm以内とし、重量20kg以内であれば、何点詰めても同一料金となります。
- 回収料金 1箱 1,848円(税込) + 代引手数料 ※パソコン本体を含む場合、1回につき1箱の回収料金が無料。



\* ご家庭にある多くの家電が対象となり、壊れて動かないパソコンも回収可能です。ただし、家電4品目（テレビ、エアコン、冷凍冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機）と石油ストーブ等は回収できません。

\* ブラウン管（CRT）モニターは、処理等に費用がかかるため、別料金となります。

\* 「宅配便による回収」のお申し込みや回収方法、回収対象品目など、詳細については、回収事業者（環境省・経済産業省認定「リネットジャパンリサイクル株式会社」）のホームページ（<https://www.renet.jp/>）をご確認ください。



### パソコンメーカー等による回収について

資源有効利用促進法に基づき、各メーカーでは、パソコンを回収、再利用しています。

各メーカーの問い合わせ先、回収方法、回収・再資源化料金等の詳細については、一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。

なお、平成15年10月以降に販売された製品で「P



Cリサイクルマーク」が入っているものについては、無償でメーカーが引き取りますが、「PCリサイクルマーク」のない製品等については、リサイクル料金が必要となります。



## 乾電池・蛍光灯等（水銀使用製品）の回収

家庭で不用となった乾電池や蛍光灯などの水銀使用製品は、収集や受入れができない品目です。廃棄する際は、最寄りの専用回収ボックスに投入してください。

### ■「専用回収ボックス」設置場所



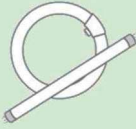


水銀使用廃製品は、白色の専用回収ボックスへ

大船渡市内 D C M 大 船 渡 店  
(計10か所) サ ン デ ー 大 船 渡 店  
コメリハード&グリーン大船渡店  
大船渡市役所 本庁舎  
// 綾里地域振興出張所  
// 吉浜地域振興出張所  
三 陸 公 民 館  
大船渡市民交流館・カメラアホール  
末崎地区公民館ふるさとセンター  
大船渡地区クリーンセンター

住田町内 住 田 町 役 場  
(計5か所) 上 有 住 地 区 公 民 館  
下 有 住 地 区 公 民 館  
大 股 地 区 公 民 館  
五 葉 地 区 公 民 館



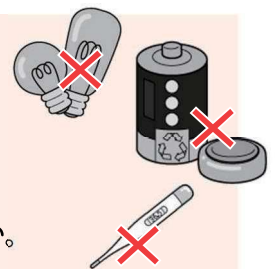
### ■「水銀使用廃製品」の対象品目と出し方

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 蛍 光 管 直管型 環 型 電球型 (品番がE Fで始まるもの)</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍光灯は、割れないように箱に入れるか、新聞紙などで包んでからボックスに入れてください。</li> <li>※ 万一、蛍光灯が割れてしまった場合は、透明または半透明の袋で密封して入れてください。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乾 電 池</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下部にある乾電池用のボックスにそのまま入れてください。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 体温計、温度計、血圧計 (水銀使用製品に限る)</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収する際に本体が割れることのないよう、ケースまたは袋で包んでからボックスに入れてください。</li> <li>・専用のボックスはありませんので、上記のいずれかが空いているボックスに投入してください。</li> </ul>

### ■ 対象品目と間違えやすいもの

以下のものは、水銀使用製品の対象品目ではありません。

- 白熱球、ハロゲン電球、LED照明 → 燃えないごみで出してください。
- アルコール式温度計（赤い液で表示） → 燃えないごみで出してください。
- ボタン電池、充電式電池 → 販売店・回収協力店をご利用ください。
- 電子式体温計 → 小型家電回収ボックスへ出してください。



※ 会社、学校、店舗等の事業所から出たものは回収していません。必ず専門処理業者へ依頼してください。

## ■ 小型充電式電池（モバイルバッテリー等）の処分について

小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）は、一般ごみとして収集していません。電池メーカー、電池使用機器メーカー等によって回収・リサイクルが行われておりますので、販売店や回収協力店へお持ちいただくようお願いいたします。

回収協力店については、一般社団法人JBRCのホームページに掲載されております。下記URLよりご確認ください。

※回収対象となる電池は、JBRC会員企業製で、解体・破損・膨張等していないものに限りです。

詳しい条件については、下記ホームページの記載内容をよくご確認ください。

一般社団法人JBRCホームページ <https://www.jbrc.com/>

## 集団資源回収事業

地域のリサイクル活動を推進するため、集団資源回収に取り組む団体に対し、活動実績に応じて奨励金を交付します。



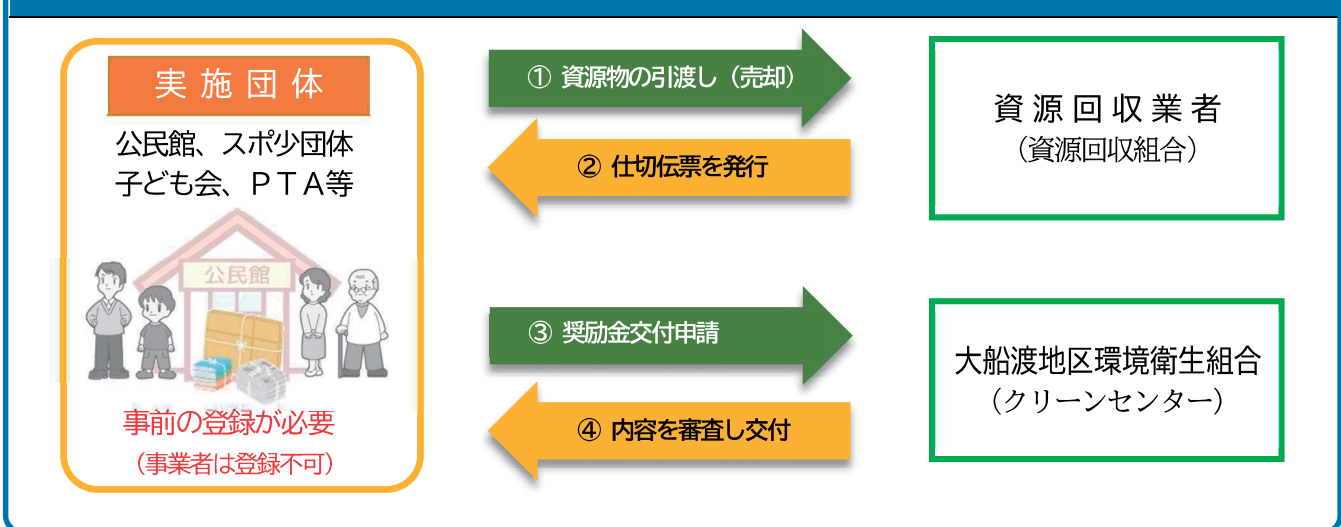
### ■ 集団資源回収事業とは

公民館、スポーツ少年団、子ども会、PTAなど営利を目的としない団体が、各家庭の協力により、新聞・雑誌などの紙類、缶・びん類、ペットボトルなどの資源物を集め、資源回収業者に有償で引き渡す活動です。

### ■ 奨励金の交付対象団体

大船渡市・住田町内に住居を有するもので組織し、事前に登録の届出をした団体となります。

### 奨励金交付までの流れ



※奨励金額・資源回収業者については、次ページをご覧ください。

※本事業に関するご相談は、大船渡地区環境衛生組合（☎0192-26-4739）までご連絡ください。

## ■ 奨励金額

毎年4月1日から翌年3月31日までに資源回収業者に売却した新聞・雑誌類などの紙類、缶などの金属類、ペットボトルについて、1kgあたり5円で計算した額を奨励金として各実施団体に交付します。

## ■ 資源回収業者（大船渡・住田地区資源回収組合）

収集できる品目や運搬料金などの詳細は、各事業者にお問い合わせください。

○ 資源回収業者	株 アトラス	☎ (0192)27-1286	(立根町)
	株 大船渡資源	☎ (0192)27-2754	(盛町)
	吉田商会	☎ (0192)46-2249	(住田町世田米)

\* 実施団体登録後、集団資源回収を行う際は、直接、上記の資源回収業者にご相談ください。

## 電動生ごみ処理機購入費の補助

各家庭から排出される生ごみの減量を促進するため、大船渡市及び住田町の公衆衛生組合連合会では、電動生ごみ処理機を購入する家庭に補助金を交付します。

### ■ 補助金の交付対象

大船渡市又は住田町に住所を有し、かつ、居住している方で、減量、堆肥化した生ごみを、責任を持って自ら処理できる方

### ■ 補助金額等



購入対象品目	補助金額	対象地域
電動生ごみ処理機	購入額3分の1以内（上限額20,000円）	大船渡市・住田町

■ 問い合わせ先	大船渡市公衆衛生組合連合会（大船渡市市民環境課）	☎ (0192)27-3111
	住田町公衆衛生組合連合会（住田町市住民税務課）	☎ (0192)46-2113



## ごみ(収集)ステーションの整備

(大船渡市のみ対象です)



大船渡市公衆衛生組合連合会では、住民の主体的な環境美化意識の向上とごみのないきれいなまちづくりを推進するため、町内会や公民館に対し、ごみ(収集)ステーション施設の設置及び改善に係る費用の一部を補助金として交付します。

### ■ 補助金の交付対象

大船渡市公衆衛生組合連合会の会員となっている地域において、大船渡地区環境衛生組合の設置許可を受けているステーションが対象となります。

### ■ 補助金額等

購入対象品目	補助金額	対象地域
収集(ごみ)ステーションの設置及び改善に要する経費	2分の1以内(上限額50,000円)	大船渡市

■ 問い合わせ先 大船渡市公衆衛生組合連合会(大船渡市市民環境課) ☎ (0192)27-3111